

令和7年度「くまもとの伝統的工芸品」販売力強化・新たな魅力創造事業業務委託
企画コンペ 募集要領

1 委託業務名

令和7年度「くまもとの伝統的工芸品」販売力強化・新たな魅力創造事業業務

2 目的

熊本県の伝統的工芸品の国内外での認知度向上と販路拡大を図るため、県内の伝統的工芸品の新商品を開発し、集客力のある大消費地において展示・販売を行い、若者やインバウンド客、富裕層を含む新たな顧客層への訴求を図る。

これにより、伝統的工芸品の高付加価値化と販路の多様化を促進し、伝統的工芸品産業の経営基盤の安定化と、持続可能な継承・発展につなげる。

3 委託業務の内容

別添「令和7年度「くまもとの伝統的工芸品」販売力強化・新たな魅力創造事業業務委託 基本仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

5 予算額

5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため、留意すること。

6 実施スケジュール

(1) 公告（熊本県HP）	令和7年（2025年）8月14日（木）
(2) 参加申込書提出期限	令和7年（2025年）8月28日（木） 17時
(3) 質問書提出期限	令和7年（2025年）9月 1日（月） 17時
(4) 提案書提出期限	令和7年（2025年）9月 5日（金） 17時
(5) 審査会（書類審査）	令和7年（2025年）9月 8日（月）（予定）
(6) 審査会結果通知	速やかに実施
(7) 委託契約内容協議・契約締結	速やかに実施
(8) 委託契約終了	令和8年（2026年）3月20日（金）

7 企画コンペの参加資格

次の各号を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生
手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされ
た者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手
続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた
者
- ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、
営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、
経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続
している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及び
ウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7
7号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目
的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的
又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙様式1）1部
- イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等）1部
- ウ 登記事項証明書 1部
法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。
- エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部
- オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの）1部
 - (ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - (イ) 県税に未納がないことの証明書
熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県
自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額
はありません。」の証明書。
熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行す

る都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※ 令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、参加申込書（別紙様式2）にある「（参考）入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出先

「15 提出先及び問合せ先」に記載の提出先

(3) 提出期限

令和7年（2025年）8月28日（木）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

9 質問

本企画コンペに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（別紙様式2）

(2) 提出方法

質問書を、本要領末尾に記載のアドレス宛てに電子メールにて提出すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）9月1日（月）17時必着

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載する場合がある。その際、質問者名は公表しない。

10 辞退

応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を9月3日（水）までに提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書・添付文書（別紙様式3）

イ 表紙（業務名および社名を記載すること）

ウ 企画書

エ 業務スケジュール

オ 実施体制

カ 類似業務実績

キ 概算見積書

ク 事業者の取組に関する申出書（別紙様式4、該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること。）

※ア及びク以外の様式は自由。ただし、原則A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可。）で作成。ウ～キにはページ番号をつけること。

(2) 提出部数：5部

(3) 受付期間：令和7年（2025年）9月5日（金）午後5時まで

(4) 提出先：観光文化政策課下記担当宛て

(5) 提出方法：持参又は郵送による（受付期間内に必着のこと）

1.2 事業者の決定

コンペ参加者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員が以下の「審査基準」に基づき審査を実施する。審査員一人当たりの持ち点を100点とし、最高合計点を400点（100点×4人）とする。なお、合計点200点以上を合格とし、合計点の最も上位の応募者を受託者候補として選定する。

なお、審査は企画提案書の書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

【審査基準】

項目	審査項目	配点
基本事項	業務目的に沿った企画となっているか	15
	本県の伝統的工芸品産業を理解のうえ、企画したものになっているか	
企画内容	伝統的な技術・技法を生かしながらも、現代のライフスタイルに合った、若者やインバウンド客も含めた新たな顧客層に向けた商品開発の提案がなされているか	20
	工芸家の販売力強化に資するよう、受託者の企画力、マーケティング力を活用した提案がなされているか	20
	展示販売の実施に当たっては、大消費地であり、かつ集客力の高い場所が選定されているか	10
	商品開発や既存商品の磨き上げ等に活用できるよう、展示販売を通じた顧客ニーズの把握を行うこととしているか	10

	国内外での認知度向上に資する効果的な周知・広報が提案されているか	10
業務遂行能力、概算経費	実施体制は十分なものとなっているか	10
	実施スケジュールは適切か	
	過去に類似業務を受託した実績があるか	
	企画内容に対し妥当な見積書となっているか	
事業者の取組	以下の①～⑤のうち1項目該当で1点、2項目該当で3点、3項目以上該当で5点とする。 ①熊本県ブライト企業の認定を受けているか ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか ③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか ④熊本県SDGs登録制度に登録しているか ⑤パートナーシップ構築宣言に登録しているか	5
合 計		100

1.3 採否の通知

審査員による選定終了後、応募者へ速やかに通知する。

1.4 契約

審査により最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

1.5 提出先及び問合せ先

熊本県観光文化部 観光文化政策課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】文化振興班 小田

E-mail : kankobunka@pref.kumamoto.lg.jp

TEL : 096-333-2154

1.6 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用と

なった提案者の企画は一切転用しない。

- (4) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (5) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了解のうえ応募すること。
- (6) 県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。